

## SEMYUNG SHIPPING CO., LTD.

(船舶所有者兼船舶管理会社に対する安全勧告)

---

(2020. 1. 30 安全勧告)

(貨物船 SM3 油タンカー 幸徳丸 衝突事故  
関門港若松区関門航路内 2018. 9. 29 発生)

運輸安全委員会は、本事故調査の結果を踏まえ、同種事故の再発防止及び被害の軽減に資するため、SM3の船舶所有者兼船舶管理会社であるSEMYUNG SHIPPING CO., LTD. に対し、以下のとおり勧告する。

SEMYUNG SHIPPING CO., LTD. は、所有又は運航する船舶の船長に次の措置を確実に実施させるとともに、そのための指導及び訓練を徹底すること。

- (1) 船長及び船橋当直者は、操船を行うに当たり、海上交通センター等からの情報提供を有効に活用し、特に、同センターからの警告に対しては、その内容を踏まえて危険事象に直ちに注意を払い、適切に対処すること。
- (2) 船長及び船橋当直者は、航行海域において定められたルールに従って航行し、接近する船舶に意思を伝える必要がある場合は、VHF無線電話で船名のみを呼び掛けるだけでなく、VHF無線電話による交信を積極的に行い、互いの操船の意図を確認すること。